

令和5年度障害福祉サービス事業所等に対する新型コロナウイルス感染症対応かかり増し経費補助金 Q&A集

【対象事業所】

| NO | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 1 | 交付要綱2(1)ア①に記載のある「職員に感染者が発生した」の「職員」は、常勤、非常勤を問わないか。また、施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員などが感染した場合も、「職員」としてよいか。このほか、利用者に接する職員であることなどの要件はあるか。 | 「職員」は、常勤や非常勤を問わず、また、施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員なども含めて差し支えありません(ボランティアは除く)。なお、利用者と接する等の要件はありません。 |
| 2 | 交付要綱2(1)ア①について、「利用者又は職員に感染者が発生した施設・事業所」とあるが、利用者に感染者と接触があった者が発生したのみの場合は該当するか。 | 利用者に感染者と接触があった者が発生したのみでは、交付要綱2(1)ア①対象の施設・事業所に該当しません。 |
| 3 | 対象施設・事業所の要件である感染者の発生や感染者と接触があった者への対応について、自身が感染者や同居している者が感染者であることの証明書を医療機関や保健所から入手し、施設・事業所から当該証明書の提出を求める必要があるか。 | 医療機関や保健所からの証明書の提出は必要とはしていません。(事業所等から感染者となった経緯等の簡単な報告を求める場合があります) |
| 4 | 交付要綱2(1)ア②の「感染者と接触があった者に対応した」とは、電話連絡等で健康状態を確認する等ではならず、直接、サービスを提供する必要があると考えてよいか。また、施設・事業所として利用者が濃厚接触者であることを証明するために備えておくべきものはあるか。 | お見込みのとおりです。なお、感染者と接触があった者に対応したことが分かる客観的な資料(記録等)があると望ましいと考えます。 |
| 5 | 交付要綱2(1)ア②について、感染者と接触があった者に対応した通所系サービス事業所は該当しないという理解でよいか。 | お見込みのとおりです。 |
| 6 | 感染者の発生した施設に応援職員を派遣した場合に交付要綱2(2)の対象となるが、派遣先で応援職員が感染者と接触があった者に対応した場合、交付要綱2(1)ア②の対象施設にもなりうるか。 | 応援職員として派遣された施設・事業所で感染者と接触があった者に対応した場合は、交付要綱2(1)ア②の対象施設とはなりません。 |
| 7 | 同一建物に複数事業所があり、複数事業所を兼務している職員が感染者となった場合は、兼務している複数事業所はすべて感染者が発生した対象事業所として取り扱って良いか。また、障害者支援施設内で感染者や感染者と接触があった者が発生した場合に、同一施設内に併設する短期入所、生活介護、就労継続支援B型等の他のサービスについて、同一空間を共有している場合は、すべて併設するサービスについても感染者や感染者と接触があった者が発生した事業所として考えてよいか。 | 差し支えありません。 |
| 8 | 感染者が発生した事業所の同一敷地内に併設された事業所や多機能型事業所として他サービスを提供している事業所も感染者が発生した事業所とみなされるか。 | 同一空間を共有している他の事業所で感染者が発生した場合、併設している他の事業所も感染者が発生した事業所としてみなして差し支えありません。ただし、同一敷地であっても同一空間を共有していない場合は、感染者が発生した事業所とすることはできません。 |
| 9 | 交付要綱の2(1)ア④の対象となる事業所について、短期間のサービス提供をした場合(例えば実績として1回)であっても対象事業所の条件を満たす場合は、対象事業所として取り扱ってよいか。 | 差し支えありません。 |
| 10 | 交付要綱2(1)ア④に「感染の未然に代替措置をとった場合」とあるが、感染者が発生した場合には、④の区分では対象とならず、①の区分として対象となるという整理でよいか。 | お見込みのとおりです。 |
| 11 | 交付要綱2(1)ア④について、一部の利用者については通常の通所サービスを提供し、他の一部の利用者については居室を訪問してサービスを提供するといった形態をとる事業所は該当するか。 | 休業している事業所を対象としており、利用者が希望する場合に居室を訪問してサービス提供することは対象となりません。 |
| 12 | 別紙1の助成額の算定欄において、「施設・事業所ごとに(1)及び(2)についてそれぞれ基準単価まで助成できる」とある。例えば、生活介護事業所において、4月に感染者が発生し、交付要綱2(1)ア①に該当して基準単価の上限の助成を受け、9月に2(1)ア④に該当する訪問サービスを提供した場合は、9月時点では2(1)ア①に該当しないため、2(1)ア④に該当する事業所として改めて助成することができると考えてよいか。 | お見込みのとおりです。別紙1の(1)の①から②まで、(1)の④及び(2)のそれぞれについて、その時点の事業所の状況に応じて原則として基準単価まで助成可能です。 |
| 13 | 共生型サービスの指定を受けている事業所において、例えば、職員が新型コロナウイルスに感染したり、障害福祉(介護保険)サービス又は共生型介護保険(共生型障害福祉)サービスのいずれかの利用者が感染した場合、障害の事業と介護の事業のどちらで申請可能なのか。二重申請とならなければ事業所の選択によりいずれかの事業を申請可能と考えてよいか。 | お見込みのとおりです。 |

| | | |
|----|--|-------------|
| 14 | 共生型サービスの指定を受けている事業所の取扱いについて、対象経費に重複がなければ、障害分と介護分で各々基準単価の上限まで交付が可能と考えてよいか。 | お見込みのとおりです。 |
| 15 | 令和4年度に障害福祉サービス等事業者に対するサービス継続支援事業を利用した施設・事業所であっても、令和5年度も対象施設・事業所の要件を満たしている場合は、令和5年度に要した対象経費について本事業の申請可能と考えてよいか。 | お見込みのとおりです。 |
| 16 | 保護施設等、障害福祉サービス以外の施設等に協力した施設・事業所は、交付要綱2(2)の対象に含まれるか。 | 対象外となります。 |

【対象経費】

| NO | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 19 | 対象経費については、4月1日以降のものであれば、交付決定前に要した経費についても対象としてよいか。また、感染者の発生日が例えば令和4年度末でも対象経費の発生が令和5年4月1日以降であれば、対象としてよいか。 | お見込みのとおりです。 |
| 20 | 応援職員の派遣に関して以下については対象経費となるか。①派遣職員が派遣前、派遣後に行うPCR検査②派遣後PCR検査の結果がでるまでの間、自宅に帰ることができない場合のホテル宿泊代 | ①対象外の経費となります。②「職員派遣に係る宿泊費」に該当するものとし、対象経費として差し支えありません。 |
| 21 | 交付要綱2(1)①から④に該当する施設・事業所の対象経費について、感染者の発生や感染者と接触があった者の対応に伴って要した経費を対象とし、感染者の発生や感染者と接触があった者への対応が行われる以前に要した経費(例えば、あらかじめ購入した衛生用品にかかわる経費)は対象とならないと考えてよいか。 | お見込みのとおりです。 |
| 22 | 「緊急雇用にかかる費用」において、人材募集の広告費用、派遣会社からの人材派遣に係る経費、新たに職員を雇用した際の職員の給与は対象としてみなすことができるか。 | 対象経費として差し支えありませんが、感染者の発生等に対応するために必要となった緊急雇用に係るもののみが対象となり、通常時を想定した人材確保のための募集費用が含まれないようにしてください。感染収束後も活用できるような人材募集のパンフレット作成費などは対象外です。 |
| 23 | 実施要綱別紙1の「緊急雇用にかかる費用」について、新型コロナウイルスに感染した職員が退職したため、その者に代わる新たな職員を雇用した場合の基本給与は補助対象か。 | 職員の退職に伴い新たに雇用された職員の基本給与については障害福祉サービス等報酬が充てられるものと考えられるため、対象外となります。 |
| 24 | 感染者が発生した事業所・施設等において、本事業の補助申請をするための資料作成や手続で生じた事務職員の割増賃金・手当は、補助対象となるか。 | 対象となります。 |
| 25 | 実施要綱別紙1の「割増賃金・手当」について、水準や上限額の定めはあるか。例えば居宅介護事業所において1回の居宅介護の提供に係る職員の給料と同程度の水準とすることや、施設・事業所や職員の事情に応じて1人1日1000円から3000円などとすることは可能か。 | 手当等の水準については、社会通念上、適当と認められるものである必要があります。ご指摘の例については、一般的に、適当と考えて差し支えないと考えます。 |
| 26 | 実施要綱別紙1の「割増賃金・手当」の水準について、施設・事業所や職員の事情に応じて1人1日1万円を支払う場合は補助対象となるか。 | そういった例も承知しており、ご指摘の例については、一般的に、適当と考えて差し支えありません。 |
| 27 | 実施要綱別紙1の「割増賃金・手当」について、感染者の発生時において、超過勤務手当のどの範囲が補助対象となるのか。 | 本事業における補助は、感染者の発生等に伴うかかり増し経費となるため、感染者の発生していない通常時において生じる超過勤務手当に係る費用は補助対象外であり、当該費用は補助対象から除外する必要があります。 |
| 28 | 実施要綱別紙1の「損害賠償保険の加入費用」について、どのような保険内容のものが補助対象となるのか。 | 感染者の発生等に対応するため職員を緊急雇用した場合に、当該者によるサービス提供時の事故等に対する損害賠償保険を想定しています。 |
| 29 | 実施要綱別紙1の「施設・事業所の消毒・清掃費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。 | 対象施設・事業所において、その要因が解消するまでの間に要する消毒、清掃費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。＜補助対象の具体例＞清掃業務の委託費用、リネンサプライ等のクリーニング費用、対象施設・事業所となった要因が解消するまでの間に係る施設・事業所の消毒、清掃に必要な物品(使い捨ての箸・ちりとり、雑巾、ゴミ袋、消毒シート、消毒液等)の購入費用(ただし、要因解消以降にも使用できるものや抗菌を目的とする消毒は対象外(消毒・清掃機器、繰り返し使用可能なゴミ箱、バケツなど)) |

| | | |
|----|---|---|
| 30 | 「施設・事業所の消毒、清掃費用」は、外部事業者への委託経費だけでなく、事業者が自社で実施した際の消毒・清掃に要する需用費や自社で行ったことに伴う超過勤務手当等は、対象経費となるか。 | 対象経費として差し支えありません。超過勤務手当については割増賃金・手当の規定でみることが可能です。 |
| 31 | 「利用者宅を訪問して健康管理や相談援助等を行うため緊急かつ一時的に必要な車や自転車のリース費用」や「通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用」について、リース費用という記載があることから購入の場合は対象経費とはならず、リース費用のみが対象となると考えてよいか。 | お見込みのとおりです。 |
| 32 | 緊急雇用に係る費用について、人材派遣会社等を通じて臨時的に人員を確保した場合に、人材派遣会社との契約として2か月ないし3か月といった中・長期的な期間でしか契約ができない場合、人材派遣会社との契約期間が終了するまでの間、派遣元施設において追加的人件費が発生し続けることとなる。このような場合に、人材派遣会社との契約期間が終了するまでの間の追加的人件費についても、コロナ対応の中で不可抗力により発生したかかり増し経費として、対象となると考えて差し支えないか。 | 本来欠員が解消された日以降は臨時的に確保した人員は不要となるが、やむを得ずご指摘のようなケースが生じた場合、必要最低限の範囲で欠員解消日以降も対象として差し支えありません。ただし、不要な長期契約とならないよう都道府県において必要に応じて派遣会社等に契約状況等の確認をお願いします。 |
| 33 | 感染者が発生し休業している事業所について、休業によりパート職員を自宅待機させている期間の賃金は対象経費として認められるか。 | 対象外の経費となります。 |
| 34 | 緊急時の人員不足を補う際の割増賃金や手当等により発生する事業所の社会保険料等は対象経費になると考えてよいか。 | 事業所負担の増額分であれば、対象として差し支えありません。 |
| 35 | 訪問サービス事業所(A事業所とする。)において、職員に感染者が発生したため、利用者への訪問を別の訪問サービス事業所(B事業所とする。)に対応してもらったこととした。B事業所の職員に追加的な業務が発生したことに伴い、A事業所からB事業所に対して利用者を訪問した際に要した人件費相当分を謝金として支払う場合、当該謝金は対象経費となるか。 | A事業所からB事業所に対して利用者を訪問した際に要した人件費相当分を謝金として支払う場合の経費は、対象外の経費となります。 |
| 36 | 「帰宅困難職員の宿泊費」には、「ウィークリーマンションの賃貸料」も含まれるか。(職員・利用者ともに感染者が発生し、職員を自宅から通わせるのを避けるためにウィークリーマンションを借りることを想定) | 賃貸物件に係る経費については、帰宅困難期間に限定して契約する等、都道府県が利用状況を確認できるのであれば、当該期間の経費については、対象経費として差し支えありません。なお、帰宅困難期間外の宿泊分については、対象経費として認められません。 |
| 37 | 感染者が発生した事業所(A事業所)に同一法人の別事業所(B事業所)の職員が応援に行った場合、当該応援職員に対する割増賃金は別事業所(B事業所)の対象経費として認められるか。 | B事業所は、交付要綱2(2)に該当する事業所であることから、派遣により発生した割増賃金は対象経費となります。 |
| 38 | 「感染者又は感染者と接触があった者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用」について、在庫の不足が見込まれる場合に限られるのか。例えば、陽性者が発生したが法人の在庫で十分対応でき、かつ、その後も不足がない場合は対象外となると考えてよいか。 | お見込みのとおりです。 |
| 39 | 実施要綱別紙1の「感染性廃棄物の処理費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。 | 対象施設・事業所において、その要因が解消するまでの間に生じた感染性廃棄物処理に要する費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。＜補助対象の具体例＞処理業務委託費用、対象施設・事業所となった要因が解消するまでの間に係る廃棄物処理に必要な物品(当該感染に関係する廃棄物処理に使用のごみ袋、ブルーシート、テープ等)の購入費用(ただし、要因解消以降にも使用できるもの(繰り返し使用可能なごみ箱等)や当該感染と関係のない廃棄物に係る処理費用は対象外) |
| 40 | 別紙1の「感染者又は感染者と接触があった者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用」について、①「在庫不足が見込まれる」とは、どのような状況を想定しているのか。②「衛生・防護用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。③「購入費用」について、どのくらいの購入量が補助対象となるのか。 | ①については、当該感染者又は感染者と接触があった者の発生時等において、当該発生等への対応期間に使用するであろう量に対し、施設・事業所で保有する在庫量では不足することが見込まれる場合を想定しています。よって、十分な保有量があり在庫の不足が見込まれない場合は補助対象とはなりません。②については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生・防護用品であって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液などといった防護具等や消毒用品を想定しています。体温計やパルスオキシメーター、パーテーション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツなどといった器具や備品、おむつなどは補助対象外となります。ただし、体温計やパルスオキシメーターについては、施設内療養が必要となった障害者支援施設、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設において、療養中の入所(居)者の経過観察のために必要であると認められる場合は、対象として差し支えありません。③については、見込まれる不足量が補助対象となります。 |
| 41 | 交付要綱別紙1に記載している対象経費のうち、「通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用」は、通所系事業所における代替サービスの提供を補助することを想定しているのか。 | お見込みのとおりです。 |

【自費検査】

| NO | 質問 | 回答 |
|----|--|--|
| 42 | <p>交付要綱別紙2の2(2)に「感染者と同居する職員」とあるが、ここでいう「同居」とは、住民票上の世帯又は住所が同一である場合を指すのか、それとも実態としての同居を指すのか。また、同居の期間や同居者の要件はあるか。</p> | <p>期間等の要件は定めていませんが、同居とは実態で判断してください。単に住民票は同じであっても、別居していて全く接触機会がない場合などは含まれません。</p> |
| 43 | <p>交付要綱別紙2の2(2)に「感染者」とあるが、PCR検査の陽性者又は抗原検査の陽性者を指すのか。また、自費検査の陽性者も含まれるか。</p> | <p>感染者については、PCR検査のほか抗原検査(いずれも自主検査含む。)により陽性となった方を指します。</p> |
| 44 | <p>自費検査の費用とは、例えば、PCR検査キットや抗原検査キットを購入して検査を行う場合の購入経費も対象経費に含まれるのか。また、別紙2の要件を満たさない場合は、PCR検査キットや抗原検査キットの購入経費は対象とならないと考えてよいのか。</p> | <p>PCR検査キットや抗原検査キットを購入して自費検査を行う場合の購入経費も対象に含まれます。なお、別紙2の要件を満たさない場合は、PCR検査キットや抗原検査キットの購入経費は対象外となります。</p> |
| 45 | <p>感染者が発生した施設において、当該施設の職員又は利用者の一部を行政検査ではなく本事業を利用して検査を行うことは可能か。</p> | <p>通常行政検査の対象となるような場合については対象外となります。</p> |
| 46 | <p>自費検査費用について、交付要綱別紙2の2(2)※において、「感染者が確認された場合には、その後の検査が行政検査で行われることを想定しているため～本事業の対象とはならない。」とあるが、要件に該当した上で自費検査を行った結果、陽性者が確認された場合、この陽性者が確認されるまでに実施した自費検査の費用が対象となると考えてよいのか。</p> | <p>お見込みのとおりです。</p> |
| 47 | <p>障害者支援施設が自費検査を実施する場合、当該施設が実施する日中活動のみで勤務する職員や当該施設が実施する日中活動に通所する利用者に対する自費検査の費用も対象となるか。</p> | <p>職員は対象となりますが、通所のみ利用している利用者は対象外となります。なお、基準単価については、施設入所支援の基準単価を用いてください。</p> |
| 48 | <p>感染者が発生した施設・事業所に応援職員を派遣した施設・事業所において、当該応援職員が派遣元へ復帰する際、任意で当該応援職員に対してPCR検査を行う場合の検査費用は対象となるか。</p> | <p>応援職員が自施設・事業所に戻る場合に、施設・事業所として当該職員が感染の疑いがあるものとして自費で検査する場合について、交付要綱別紙2の2(1)並びに(2)①及び②に該当する場合は、当該自費検査の費用を対象として差し支えありません。なお、その場合、当該自費検査に要する経費の基準単価は、実施要綱別紙1の(1)③に規定する単価を用いてください。</p> |
| 49 | <p>交付要綱別紙2における一定の要件に該当する自費検査費用について、障害者支援施設又は共同生活援助事業所の職員又は利用者感染者が発生した場合、その後の検査は補助対象とはならないのか。</p> | <p>お見込みのとおりです。交付要綱別紙2に規定する対象施設・事業所において感染者が発生した場合はその後の検査は行政検査の対象となります。なお、当該施設等内に感染者はおらず、職員又は利用者が感染者と接触があった者となった場合については、実施要綱別紙2の全ての要件を満たす場合は、補助対象として差し支えありません。</p> |